

協同農業普及事業の実施に関する方針

平成28年度～平成32年度

平成28年3月

(平成30年3月変更)

岐 阜 県

はじめに

協同農業普及事業（以下、「普及事業」という。）は、農業改良助長法に基づき、県が国と協同して専門の職員として普及指導員を置き、直接農業者に接して農業経営及び農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導を行うこと等により、主体的に農業経営及び農村生活の改善に取り組む農業者の育成を図りつつ、農業の持続的な発展及び農村の振興を図ろうとするものである。

これまで普及事業は、試験研究や一般行政と並ぶ基本的な農政の推進手法の一つとして、多様な農政課題の解決に向け、大きな役割を果たしてきた。

しかし、担い手の減少や高齢化、農業所得の減少、荒廃農地の増加、集落機能の低下、地球温暖化や災害への対応など、依然として農業・農村を取り巻く諸課題は多く、これらに的確に対応するため、国は、「食料・農業・農村基本計画（平成27年3月策定）」を踏まえ、「協同農業普及事業の運営に関する指針」を平成27年5月に制定し、これを受けて県は、平成23年3月に策定した「協同農業普及事業の実施に関する方針」を、農業改良助長法第7条第8項の規定に基づき平成27年6月に変更した。

また、さらに米国を除いた11か国による環太平洋パートナーシップ（TPP）協定の大筋合意及び日EU経済連携協定（EPA）の交渉妥結、日豪EPAの発効などの国際化の進展、米政策の本格的な見直し、農地中間管理機構など農政の改革が一段と進む中、県においては、平成21年3月に策定した「岐阜県長期構想（平成26年3月中間見直し）」の政策を反映するとともに、「『清流の国ぎふ』創生総合戦略（平成27年10月策定）」との整合性を保ちつつ、当面の5年間に県が重点的に取り組む施策について示した「ぎふ農業・農村基本計画」を平成28年3月に策定した。

この「ぎふ農業・農村基本計画」では、「未来につながる農業・農村づくり」を基本理念に、「多様な担い手づくり」、「売れるブランドづくり」、「住みよい農村づくり」の3つの基本方針の下、各種施策を展開している。

そこで、この「ぎふ農業・農村基本計画」の実現により、将来にわたる農業の営みと農村の暮らしを支えるため、平成28年3月に策定した本県普及事業を実施する上での基本的な考えを示す「協同農業普及事業の実施に関する方針」を、平成29年5月25日に一部改正された「協同農業普及事業の実施についての考え方（ガイドライン）」に基づき一部変更する。

平成30年3月

目 次

第1	普及指導活動の課題	1
1	多様な担い手づくり	1
2	売れるブランドづくり	3
3	住みよい農村づくり	7
第2	普及指導員の配置に関する事項	8
1	農林事務所に配置する普及指導員	8
2	農業経営課に配置する普及指導員（農業革新支援専門員）	9
3	農業大学校に配置する普及指導員	9
4	J Aに派遣する普及指導員	9
5	普及指導員の在任期間	9
6	普及指導員の任用資格を有する者の養成・確保	9
第3	普及指導員の資質の向上に関する事項	10
1	研修の基本的な考え方	10
2	研修の内容	11
3	研修の計画的な実施	11
第4	普及指導活動の方法に関する事項	12
1	普及指導活動に関する基本的な考え方	12
2	効率的・効果的な普及指導活動の実施	13
3	研修教育の充実強化	17
第5	その他協同農業普及事業の実施に関する事項	18
	〔附則〕	18

第1 普及指導活動の課題

岐阜県では農業・農村の振興を図るため、当面5年間に重点的に取り組む施策の方向を示す「ぎふ農業・農村基本計画」の実現に向け、国の施策の展開方向を踏まえつつ、以下の3つを基本課題に、普及指導活動を展開するものとする。

- 1 多様な担い手づくり
- 2 売れるブランドづくり
- 3 住みよい農村づくり

なお、各地域においては、それぞれの農業振興の現状や課題、今後の振興方針等を考慮し、必要性及び緊急性の高い課題について重点的に取り組むものとする。

1 多様な担い手づくり

農業従事者の減少・高齢化や、農村地域の過疎化が進む中、「第19回全国農業担い手サミット in ぎふ」の開催を契機に、人と農地の問題の解決に向けた取組に対する支援等を行うとともに、ICT等の先端技術を取り入れた新たな農業（以下「スマート農業」という。）をはじめとする様々な技術・経営支援等を通じ、新規就農者への準備段階から就農後にわたるサポート、経営改善に意欲的な認定農業者や地域農業を担う人材や集落営農組織、さらには企業参入、農福連携など、多様な農業の担い手の育成・確保を図る。

1) 営農定着・経営安定化への支援

平成29年から始まった担い手育成プロジェクト2000では、県内の「地域就農支援協議会」を核に、平成29年度からの5年間で2000名の新たな担い手を育成していくこととし、就農後5年間の個別支援や研修会・交流会の開催等、就農後の技術・経営力強化に向けてのサポート体制を強化する。

(1) 就農希望者への情報提供

就農希望者に対し、就農支援制度や地域に適した営農モデルの提示、現地事例紹介等の営農相談を行うとともに、JA等関係機関と連携し、就農希望者のレベルに応じた基礎知識の習得や農作業体験研修から就農を目指した本格的な研修まで幅広い研修プログラム等の情報提供を行う。

(2) 就農計画の作成支援

就農準備から健全な営農を実現するため、就農後5年間の営農ビジョンを描く「青年等就農計画」の策定に対する支援を行う。

(3) 初期投資の軽減

就農後の早期の経営安定を図るため、必要不可欠な資本装備や労働力確保、投資等を踏まえた資金計画の作成を支援する。

(4) 就農後の技術・経営支援と仲間づくり

就農後、早期に経営安定を図るため、栽培技術や経営改善等に関する集中的な指導を行うとともに、4Hクラブや青年農業士など若手農業者との交流を促進する。

2) 就農研修体制の整備・拡大

いちご、夏秋トマト、冬春トマトの新規就農者研修施設に加え、県下全域にかき、くり、飛騨牛など、他品目を対象とする新規就農者研修施設の設置への支援並びに就農者育成システムづくりを推進する。

(1) 「就農者育成プラン」の策定

地域就農支援協議会を核に産地や品目ごとの担い手育成の方法や目標を定めた「就農者育成プラン」の策定について支援する。

(2) 就農者研修拠点の全県的拡大に伴う運営支援

夏秋トマトの産地ごとに整備する研修施設やかきの担い手育成サポートセンターなど、主要品目・産地ごとに整備する研修施設の効果的運営のため、施設運営の技術的サポートや講師となる指導農業士への支援のほか、就農希望者の掘り起しや実習指導カリキュラム等への支援を行う。

(3) 県内研修拠点の連携

各研修施設の交流会や研修会の開催のほか、各地の新規就農者研修施設間の情報共有や研修修了者同士の仲間づくりを目的とした「岐阜県就農者育成研修推進協議会」の活動を支援する。

3) 認定農業者、農業法人等の技術・経営力強化

「人・農地プラン」で位置付けた経営体や「農地中間管理事業」の受け手等を中心に、地域の中心となる認定農業者や農業法人への農地集積、規模拡大を進めるとともに、スマート農業等を活用しつつ技術力・経営力の向上による経営の安定化を図る。

4) 集落営農体制づくりの加速化

平成30年産米からの生産調整見直しを踏まえ、米を中心とした集落営農組織の組織化を促進するとともに、安定した営農・運営継続に対する技術・経営力強化への支援を行う。

5) 農業分野への参入企業等支援

地域農業の担い手として、地域農業の振興に貢献する法人等の参入を推進する。

(1) 企業等の農業参入促進

地域の担い手確保や雇用創出を踏まえた集落座談会等での合意形成を図る。

(2) 食品関連企業との情報連携

加工用野菜等、需給のマッチングによる生産拡大や水田の有効活用に向けた技術情報の提供や新品種実証ほ等の設置運営を推進する。

6) 農業士や女性農業者等への支援

(1) 女性が輝く社会の実現

経営や地域社会への女性の参画を推進するため意識啓発の実施と「家族経営協定」の締結を進めるとともに、女性を中心とした起業化を進めるための研修実施や施設導入に対する支援を行う。

(2) 指導的立場の農業者の育成、営農指導者の指導力強化

指導農業士やあすなる農業塾長、青年就農給付金（準備型）の研修登録者等、地域の中核的担い手農家が担う就農支援の役割に対する連携・支援を行うとともに、女性農業経営アドバイザーや青年農業士、4Hクラブの活動を支援する。

(3) 農業による自己実現や国際貢献の推進

定年帰農者に対する技術研修や仲間づくり等への支援を行う。

7) 農業大学校、国際園芸アカデミーの人材育成機能の強化

就農後の円滑な営農定着や雇用就農に資するため、最先端の技術や営農情報の提供、講義・実習カリキュラムの強化を図る。

また、就農希望の学生に対し、農林事務所との連携により、濃密な個別指導を行うとともに、就農に向けた現地関係機関との密接な連携・強化を図る。

2 売れるブランドづくり

地球温暖化や米国を除いた11か国による環太平洋パートナーシップ（TPP）協定の大筋合意及び日EU経済連携協定（EPA）の交渉妥結等を踏まえて、清流の恵みである農畜産物の生産振興、流通・販売戦略を総合的に実施し、ブランド化を推進する。

1) 水田農業の競争力強化

米の生産調整の見直しを踏まえて、消費者から支持される良食味米の生産や、需要が見込める飼料用米等への作付転換などを進め、水田農業の競争力を高める。

(1) 特長ある米づくり

食味ランキング「特A」獲得のため、栽培技術や食味評価技術の向上、「ハツシモ」の更なる知名度・評価の向上、本県に適した新たな良食味品種の育成・普及を図る。また、酒造好適米やもち米、福祉・医療に対応した機能性成分米等への取り組みを推進する。

(2) 飼料米用等の生産拡大

多収性品種や低コスト生産技術の普及により、飼料用米等の安定生産と広域及び地域内の効率的な流通システムを推進する。

(3) 集落営農の経営安定

野菜等の作付けや農産物加工への取組み等経営の複合化・多角化による経営の安定を図る。

2) 主要な農畜産物の振興

米・麦・大豆といった水田作物をはじめ、全国的に出荷額や市場評価が高い園芸作物（トマト、ほうれんそう、えだまめ、いちご、かき、くり、茶、花き）や全国ブランドである飛騨牛等の畜産物及び飼料作物等に対する、生産及び出荷期の拡大、安定生産、品質向上を図る。

(1) 水田作物（米、麦、大豆、機能性成分米等）

消費者から支持される良食味米の生産を基軸に、麦・大豆の収量・品質の高位安定化、需要が見込める機能性成分米等への作付転換等を図る。

また、農地中間管理事業の活用等、農地集積・規模拡大による生産コストの低減と高位安定生産の推進により農業経営の安定化を図る。また、米については土づくりを前提とする良食味米技術の実証・普及、麦については実需者が求めている高品質化の達成、大豆については帰化雑草対策や単収向上に取り組む。

①米

土壌管理や施肥体系の改善等による「特A」等の良食味米の安定生産技術の普及定着を図るとともに、近年の温暖化による高温障害の克服や優良種子の安定生産を図る。

②麦・大豆

新たに導入した小麦「さとのそら」、大麦「さやかぜ」の着実な生産拡大と将来に向けての硬質系小麦品種や麦茶適性の高い大麦品種等、実需者・消費者ニーズに即した品種の導入・普及を図る。

また、近年、大豆の収量低下が、問題となっていることを踏まえ、播種期の降雨による初期生育不良への対応をはじめ、安定生産技術の検討を早急に進めるとともに、帰化アサガオ類等の難防除雑草対策を推進する。

③機能性成分米・米粉用米等

機能性成分に優れた米や米粉用米等、流通・加工等を踏まえた品種選定や技術実証を行うとともに、普及を前提とした具体的なマッチングによる普及定着を図る。

(2) トマト

県で開発した独立ポット耕栽培技術、葉かび病抵抗性品種への更新、栄養診断技術など、試験研究機関との連携による超多収穫・高収益に向けた新たな栽培技術の開発・普及や選果場のシステム向上を図る。また、競合産地の台頭や販売形態の多様化といった環境の変化に対応するため中玉トマト等のアイテムの多様化を進めるとと

もに、担い手確保のための研修体制の充実を図るなど、産地の維持・拡大を図る。

(3) ほうれんそう

高齢化や労働力不足による生産面積の減少に対応するため、べと病、ケナガコナダニ等の難防除病害虫や難防除雑草ゴウシュウアリタソウの防除技術、連作に対応した新たな施肥技術の確立、調製・包装作業の機械化、共同化等、産地の維持・拡大を図る。

(4) えだまめ

担い手確保のための研修体制の充実を図るとともに、既存産地の都市化・混住化、高齢化等による栽培面積減少に対応するため、様々な作期・作型の組み合わせによる長期安定出荷や難防除害虫への防除技術の普及を図る。また、周辺地域への出作、選別作業の分業・委託化・共同化により、「岐阜えだまめ」の産地維持を図る。

(5) いちご

担い手確保のための研修体制の充実を図るとともに、高齢化・労働軽減を図るため「高設ベンチシステム」の導入を進めるほか、「濃姫」、「美濃娘」に続く新たな県オリジナル品種「華かがり」の普及、選果・パック詰め作業の分業化・共同化を推進する。

(6) かき

担い手確保のための研修体制の充実を図るとともに、「早秋」、「太秋」等のほか、多様化する消費者嗜好に対応した県オリジナル新品種「ねおスイート」等の導入や最高級品「果宝柿」の安定生産などを進めるとともに、主力品種「富有」の作業分散、労働軽減のための機器材導入や基幹作業の労働補完体制の構築など、産地の構造改革を図る。

(7) くり

県オリジナル品種「えな宝来」、「えな宝月」の新植を進めるとともに、新たな生産団地の整備や品質・収量の高位安定化に向けた新技術等の普及により、地元菓子業者への県産栗の供給量の増加を図る。また、せん定士制度の普及や作業受託組織等の育成、低樹高・超低樹高栽培の県下全域への普及推進を図る。

(8) 茶

茶園を地域で管理する新たな作業受託体制の整備を進めるとともに、優良品種への転換や新植・改植を推進する。また、荒茶加工施設の適正な運営のための再編・高度化を進める。

(9) 花き

県や生産者独自のオリジナル品種の開発・普及や省エネ・低コスト栽培技術の開発・導入により県内花き生産者の経営安定を図る。

また、消費者ニーズの多様化に対応した花きの生産販売を行うため、実需者等と連携した個性豊かな新商品の開発や商談会の活用による販路開拓等、鮮度保持技術

の導入に向けた研修会の実施など、輸出対応を含めた生産から流通、販売までの支援を行う。

(10) 酪農

牛群検定を利用した飼養（健康）管理、繁殖管理及び乳質衛生管理の改善や遺伝的改良を支援するとともに、東濃牧場で生産する「乳用初妊牛」や飛騨牧場で生産する「和牛受精卵」等の活用により、酪農家の経営体質の改善を図る。また、畜産研究所が行う飼料分析結果を活用して、適切な飼料給与の技術指導を行う。

(11) 肉用牛

飛騨牛の優れた肉質の維持・向上のため、農家への県有種雄牛による改良や繁殖雌牛の保留・導入に関する情報提供を行うとともに、畜産研究所が行う飼料分析結果等を活用して、適切な子牛育成管理や飼料給与に対する技術指導を行う。

(12) 養豚・養鶏

養豚については、畜産研究所で開発したポーノブラウン等の種豚及び精液の生産者への供給拡大を進め、本県独自の「霜降り豚肉の生産技術」等を普及する。また、養鶏については、畜産研究所で作出した付加価値の高い地鶏の活用を推進する。

(13) 飼料作物

飼料用トウモロコシやイネ科牧草等をはじめ、水田を活用したWCSなど飼料作物の生産拡大等による飼料自給率の向上を図るとともに、飼料分析データ等を活用した飼料作物の適切な肥培管理や収穫調製作業を推進する。

3) 地域の特長ある産地づくり

(1) 新産地づくり

地域の特長を生かした新産地づくりに向けて、これまでの取り組みを継承しつつ、農業者、市町村、JA等との連携による産地戦略会議の下、農業所得や産地の収益力の向上等のため、栽培技術の確立、新規栽培者の開拓、販売のマッチング等、普及組織が中心となって地域と一体的な取り組みを推進する。

(2) 活力ある園芸産地づくり

園芸産地の競争力強化を図るため、新品種・新技術の導入や労働補完体制の構築、農地中間管理事業を活用した農地集積・集約化などへの取り組みを支援する。

(3) 加工・業務用野菜、機能性作物など新規需要の開拓

実需者ニーズの高いキャベツ・たまねぎ等について、加工・業務用の適正品種の選定を進めるとともに、水田等を活用した機械化体系技術の開発・普及を推進する。

また、エゴマ等機能性成分に着目した新たな品目や薬用作物等に対する情報収集並びにこれらの特性に適する栽培技術の実証を行う。

(4) 「飛騨・美濃伝統野菜」の生産振興

地域の特色ある農産物である「飛騨・美濃伝統野菜」27品目等の生産振興を図

る。

4) 農業の6次産業化の取組拡大

農業者自らによる加工・販売や商工業者と連携した魅力ある商品開発への支援や、これを含めた女性農業者の起業化等「農業の6次産業化」を一層推進するため、普及指導員や専門家等を介した総合的なサポート体制を強化する。

5) 安全・安心な農畜産物の生産体制の強化

「ぎふクリーン農業表示制度」の高度化を図るため、国際的に通用するGAP（農業生産工程管理）の普及拡大を前提に、普及指導員をはじめ専門的な指導者の養成を行うとともに、IPMの推進や適切な土づくりなど環境にやさしい栽培技術の導入をさらに進める。

6) 新品種・新技術の導入

新品種の導入やスマート農業の展開、革新的な技術の導入等による需要の新規開拓や生産性の向上、機械化・省力化を進める。また、地球温暖化に対応するための病害虫の効率的な防除法や栽培・飼養技術の開発・普及を図る。

なお、栽培条件や生産者ニーズに的確に対応した品種・技術の導入に際しては、試験研究機関との密接な連携を図るとともに、必要に応じて民間や先進的農業者等との連携を図り、展示ほ等の設置、研修会等を通じ、生産現場への迅速な普及を促進する。

7) 地産地消の推進

消費者の安全・安心志向の高まりや生産者の多様な販売の取り組みが進む中で、新鮮な地元農産物の消費拡大を図るため、朝市、直売所における生産者の組織化や新品目等の導入による年間を通じた品揃えの充実に向けた栽培技術研修会の開催等、消費者にとって魅力ある朝市、直売所づくりに向けて支援するとともに、県内農産物の学校給食への積極的な利用促進を図る。

3 住みよい農村づくり

地球環境に優しい営農活動を推進するとともに、地域の被害の実情に合わせた鳥獣被害対策の推進や「岐阜県らしい」都市と農村の交流を促進するなど、「清流」環境や景観との調和に配慮しつつ、農村地域の維持・活性化を図る。

1) 水田農業を中心とした中山間地域の維持に向けた支援

生産条件の不利な中山間地域の水田を守るため、効率的な営農技術の導入を促進するとともに、安定した集落営農や耕作放棄地対策による地域づくりを推進する。

- (1) 中山間地域等に適した水田農業の推進
農地集積推進チームを核にした人や水田に関する集落の合意形成を図るとともに、中山間地域に適した園芸品目等の導入・組み合わせや新たな品種・栽培技術、畦畔管理の省力化技術の確立・普及に向けた取り組みを推進する。
- (2) 地域を守る集落営農の体制づくり
集落営農推進チーム等を核に集落営農に対する合意形成を図る。
- (3) 耕作放棄地対策の推進
耕作放棄地の解消、営農再開を図るため、耕作放棄地対策チーム等を核に担い手への集積を図るとともに、集積された耕作放棄地の営農継続のための品目導入や栽培技術に対する支援を行う。

2) 鳥獣被害対策の強化

鳥獣被害対策チームを核に、地域の鳥獣被害の実態に即した侵入防止柵の設置・改良や捕獲機材の効果検証等、総合的な鳥獣被害防止対策を効率的に進めるため、市町村や集落、鳥獣被害対策専門指導員と連携し、支援を行う。

3) 地域資源の循環利用

水田等における飼料作物の栽培において家畜堆きゅう肥の活用のため、耕種・畜産農家のマッチングや栽培技術に対する支援を行う。

4) 食農教育や花育、環境教育等による農業への理解醸成

幼児への食農教育、小中学校生への花育、高校生や大学生へのインターンシップ等体験学習への支援を行う。

第2 普及指導員の配置に関する事項

県は、第1に掲げる普及指導活動課題について、普及指導活動が適切に実施され、農業者の所得向上や農業の持続的発展及び農村の振興に向けた取り組みが推進されるよう、試験研究機関等と連携強化を図るとともに、普及指導課題の重点化等に対応するため、普及指導活動の効率化等に配慮して農林事務所、農業経営課及び農業大学校に普及指導員を配置するものとする。

なお、農林事務所及び農業経営課は、農業改良助長法第12条に規定する普及指導センターの機能を有する組織として設置されるものである。

1 農林事務所に配置する普及指導員

普及指導員に求められるスペシャリスト機能及びコーディネート機能が十分に発揮さ

れ、担い手づくり、産地づくり及び地域づくりを目的に、農業者等へのサービスが県下全域で十分行えるよう、普及指導員を農林事務所に配置する。

なお、普及指導員の農林事務所への配置に当たっては、耕地面積、市町村数、農業産出額、経営体数等を考慮するとともに、普及指導員としての経験年数や在任期間に配慮し、地域の重点指導課題等に対応できる資質を有する普及指導員を配置するよう努める。

2 農業経営課に配置する普及指導員（農業革新支援専門員）

行政・試験研究・教育機関等との連携強化による専門技術の高度化や、政策課題への対応、技術開発への参画、農林事務所に対する普及指導活動への指導・総括等、高度な専門性を有する普及指導員である必要性に鑑み、任用資格を有する者の中から経験年数や在任期間等を考慮した上で、農業革新支援専門員として農業経営課に配置する。

また、配置場所については、普及指導活動全体の更なる高度化、専門化を推進するため、試験研究機関等との密接な連携を重視し、農業技術センター、中山間農業研究所並びに畜産研究所とし、その名称を岐阜県農業革新支援センター（以下「農業革新支援センター」という。）とする。

3 農業大学校に配置する普及指導員

農業大学校への配置については、将来の県農業を担う若い学卒就農者確保の重要性に鑑み、農作物の栽培・家畜の飼育、経営管理等について実践的な技術・知識を有し、かつ教育的資質の高い普及指導員等を配置するよう努める。

4 J Aに派遣する普及指導員

県内 J A の営農指導体制強化並びに県と J A との連携強化を図るとともに、ぎふ農業・農村基本計画に位置づけられる重点課題の推進に資することを目的に、経験豊かで高度な知識・技術や幅広い視野を有する普及指導員を J A に派遣する。

5 普及指導員の在任期間

普及指導員の指導対象は人であり、普及指導活動は農業者との信頼関係に基づいて実施するものであることから、原則として一定の期間は同一所属に配置する。

6 普及指導員の任用資格を有する者の養成・確保

普及指導員の任用資格を有する者の計画的な養成・確保に向け、普及指導員の任用資格が取得できるよう職員を配置するとともに、現場での課題解決能力等の向上を図ることができるよう、集合研修や職場研修（O J T）等による基礎的な知識や最低限必要な専門的な技術の早期習得を図ることができるよう努める。

なお、普及指導員の任用資格の取得を目指す者は、受験資格を取得次第、速やかに資

格試験を受験するとともに、資格を取得するよう努める。

また、試験研究機関・農業行政関係各部課等との人事交流を計画的に行い、高度な知識・技術や幅広い視野を有する普及指導員の育成・確保を図る。

第3 普及指導員の資質の向上に関する事項

近年の農業分野における技術革新はめざましく、農業者等のニーズも高度化かつ多様化している。それに加え、地球温暖化等の環境変化や災害に応じた技術対応や、人と農地の問題の解決、6次産業化等による収益力向上、食品の安全性向上、持続可能な農業生産、鳥獣被害防止、国際的に通用するGAP（農業生産工程管理）の推進、スマート農業の活用、中山間地域の特色を活かした農業の展開、農福連携等、行政・現場サイドからの多様なニーズに対応できる普及指導員の育成が求められている。そのため、長期的な視点から普及指導員の目指すべき人材像、その目指すべき人材像に求められる資質・能力、人材育成に向けた取組方針及びその実施体制等を明確にした岐阜県普及職員人材育成計画（以下、「人材育成計画」という。）を定め、普及指導員の資質向上に向けた研修の充実強化と計画的な実施に努めるものとする。

1 研修の基本的な考え方

第1で定めた「普及指導活動の課題」に取り組む上で必要な資質・能力等について、普及指導員の発展段階ごとに整理し、それぞれの段階に応じた研修を実施し、専門技術に関する知識や普及指導活動手法等の習得、実践的な指導能力及び課題発見・解決能力の強化を図る。

なお、そのため県で実施する集合研修はもちろん、職場研修（OJT）、必要に応じて県行政機関、国、民間の研修制度を積極的に活用する。

1) 普及指導員の研修

高度な技術・経営指導力に加え、農業の担い手や食の安全・安心、農村地域の振興支援等幅広い指導力が求められている中で、経験年数及び専門項目に応じた研修を体系的・段階的に実施し、その時々に必要な技術・経営指導力及び普及指導活動手法の習得を図る。

2) 農業革新支援専門員の研修

国で実施される研修への積極的な派遣等により各専門項目等に関する最新の技術を習得し、農業革新支援専門員自らが技術・経営指導力の向上を図るとともに、その研修成果を以て、農林事務所に配置されている普及指導員の資質向上を図る。

2 研修の内容

1) 経験年数に応じた階層別研修

普及指導員の役割・目的意識の醸成、普及組織内における効果的な人材育成、普及活動の企画調整、組織運営等、次に掲げる普及の経験年数に応じた各階層別に求められる普及手法や専門技術等の向上を図るための研修を計画的に実施する。

また、普及経験が豊富で総合的かつ専門性に優れた普及指導員を中心に、農政課題の推進等に対する広い視野を醸成し、農業革新支援専門員として普及指導活動の総括を担う人材を計画的に養成するよう努める。

- (1) I期（実践指導力確立期）：経験年数おおむね3年まで
- (2) II期（専門指導力確立期）：経験年数4～10年
- (3) III期（総合指導力確立期）：経験年数11～20年
- (4) IV期（充実期）：経験年数21～30年
- (5) V期（企画・運営能力確立期）：経験年数31年以上

2) 普及指導力を高める普及手法習得研修

普及指導員としての心得や普及事業の意義、目的などの理解を深め、普及指導課題の設定、普及指導計画の樹立・実践・評価・改善等の知識や能力を習得させるとともに、普及指導活動に必要なコミュニケーション能力やコーディネート力等実践指導力の強化のほか、新任普及指導員に対するトレーナーとしての指導力の養成など、普及経験に応じた普及手法習得研修を実施する。

3) 専門力を高める技術習得研修

経験年数の浅い普及指導員に現地指導に必要な基礎知識・技術を習得させる現場実践研修や、県の主要品目（水田作物、トマト、ほうれんそう、えだまめ、いちご、かき、くり、茶、花き、畜産）への対応等重要課題に的確に対応できる高度な専門知識・技術を習得させるスペシャリスト養成研修など、技術習得研修を実施する。

4) 現地での実践力を高める職場研修

農林事務所において、特に経験年数の浅い普及指導員を対象として、日常の普及指導活動や普及手法を効果的に組み合わせた職場研修（OJT）等を実施する。

3 研修の計画的な実施

人材育成計画に基づき、具体的な研修内容を定めた岐阜県普及職員研修実施計画を毎年度作成し、計画的に研修を実施するとともに、普及指導員の知識・技術の習得状況や研修に対するニーズを把握し、次年度の研修実施計画に反映させる。

第4 普及指導活動の方法に関する事項

1 普及指導活動に関する基本的な考え方

農林事務所及び農業革新支援専門員を配置する農業革新支援センターは、第1の課題に掲げる3つの基本課題に関する、新規就農者への支援、集落営農の推進、主要な農畜産物の振興、6次産業化の取り組み、安全・安心な農畜産物の生産強化、新品種・新技術の導入、地産地消の推進、耕作放棄地対策や鳥獣被害防止対策の推進、国際的に通用するGAP（農業生産工程管理）の推進、スマート農業の活用、中山間地域の特色を活かした農業の展開、農福連携などに対し必要な支援を行うため、普及指導員の持つ機能を発揮することはもちろん、民間活力活用や先進的農業者と協働、技術開発への積極的な参画など、地域農業の生産面、流通・販売面等において多様な関係機関との連携、協力の下、総合的な普及活動の実施に努めるものとする。

1) 重点的な普及指導活動の実施

(1) 普及指導活動の重点化

重点指導活動は、第1に掲げる普及指導活動の重要課題を踏まえ、各地域の状況に応じて、普及指導活動の対象として必要かつ高いものに重点化する。

(2) 指導対象の明確化

普及指導活動における重点指導対象は、営農に意欲的な新規就農者、次代を担う青年農業者、経営改善に意欲的な認定農業者やその志向農業者・農業法人、農業・農村の振興を担う集落営農組織、経営への参画を目指す女性農業者等とする。

2) 民間活力の活用と先進的な農業者等との協働

(1) 民間活力の活用

普及課題の解決に向けて、税務、会計、労務管理、農産物加工、マーケティング、ICT化等の各種専門分野の他、革新的な技術開発等に対し、民間等との連携または民間等に委ねることを整理・役割分担し、効率的な普及活動を図るとともに、全国段階の会議等において積極的な情報収集を行うなど、民間からの情報提供が得られる場を設けるよう努める。

(2) 先進的な農業者との協働

先進的農業者の持つ優れた知見や経験等に着目し、新規農業者育成や普及指導活動の課題解決を先進的農業者や地域農業リーダー等とのパートナーシップの下に協働して行う。

3) 技術開発への積極的な参画

農畜水産業研究推進基本方針に基づき農業技術センターや中山間農業研究所、畜産研究所が各研究推進計画の中で示した試験研究課題等はもちろん、国や他都道府

県が行う技術開発に積極的に参画し、より現場に即した実用性の高い普及技術の開発を支援するとともに、技術開発の動向や最新技術等についての知見を得るよう努め、現場の課題解決に必要な技術革新の誘導を図る。

4) 新規就農者等に対する支援

農業の内外からの新規就農者の育成や農業法人への雇用就農、企業の農業参入、農福連携を推進するため、青年農業者等育成センターや新規就農者研修施設、市町村、先進的農業者、福祉事業所等との連携・協力を得て、地域での営農や雇用が円滑に進むよう継続的な支援を行う。

2 効率的・効果的な普及指導活動の実施

本県の農業をめぐる情勢、地域の特性等に即して、農政課題に的確・迅速に対応し、「担い手づくり」、「産地づくり」、「地域づくり」を念頭に置きながら効果的かつ効率的な普及指導活動を実施するため、組織体制を整備するとともに、外部評価の導入により、普及指導計画等の検証・改善を図る。

また、効果的かつ効率的な普及指導活動を実施するため、農林事務所農業普及課に地域支援係と園芸産地支援係を置くとともに、農業革新支援センターとして農業経営課に地域支援係と園芸技術支援係を置く。

なお、農業経営課地域支援係に畜産を担当する農業革新支援専門員を配置し、県全域の畜産項目に関する普及指導活動を実施する。

1) 農林事務所の運営

農林事務所は、新規就農者・集落営農組織等の担い手育成、農地の利用集積促進、経営力のある農家の育成等を図るとともに、主要品目を中心に生産面積拡大や市場ニーズに対応できる生産体制の確立等、産地の構造改革を推進するため、普及指導計画に基づき適切かつ計画的な普及指導活動を実施する。

なお、管内市町村の農業振興計画や各種関連事業等への対応については、農政部各所属との役割分担を明確化するとともに、市町村並びに関係機関との連携を図り、次の点に十分留意した普及指導活動を展開する。

(1) 普及指導計画に基づく普及指導活動の実施

農林事務所は、管内の農業の現状や、市町村の農業振興計画等を十分把握したうえで、普及指導計画を策定し、これに基づく計画的な普及指導活動により課題解決を図る。

(2) 管内市町村・関係団体等の振興計画推進等に対する支援

農林事務所は、市町村の行政施策、各種補助奨励事業等の推進に当たっては、関係機関・団体等との連携を図りつつ、施策施行や事業計画の準備段階から技術経営面を中心に積極的な支援を行う。

(3) 普及指導活動の範囲

J Aの合併等に伴い、農林事務所の管轄を越える生産集団・組織等に対する支援の必要な事例も生じているため、必要に応じて農業革新支援専門員の協力を得ながら、管内における普及指導活動に支障のない範囲内で、関係農林事務所との連携の下、農林事務所の管轄を越えた普及指導活動を実施する。

2) 農業革新支援センターの運営

農業革新支援センターは、国や県の政策課題、地域の実情やニーズを踏まえ、広域かつ重要な課題に対応するため、毎年度活動計画を定め、高い専門性と企画力、指導力を総合的に発揮した普及活動を展開する。

(1) 農業革新支援センターの業務内容

- ①行政及び試験研究機関、教育機関等との連携、企画調整・推進
- ②重点課題解決に向けた効果的・効率的な普及指導活動への指導と企画・総括
- ③普及指導員の資質向上
- ④先進的農業者等からの高度かつ専門的な相談への支援
- ⑤国、他都道府県、民間等からの新技術や知見等の情報収集、実証・普及
- ⑥畜産項目に関する直接的かつ広域的な普及指導活動の実施

(2) 農業革新支援センターの専門担当分野

農業革新支援センターに配置する農業革新支援専門員の専門担当分野は、土地利用型作物、園芸（野菜、果樹、花き）、畜産、持続可能な農業・病虫害、担い手・経営、6次産業化並びに普及指導活動とし、その他鳥獣害対策等、重要課題についても県関係機関や大学、関係団体等との情報共有を行うとともに、普及指導活動に対する支援を行う。

3) 普及指導計画の策定

農林事務所は、管内の普及指導活動を効果的かつ効率的に実施するため、普及指導活動の中期目標及び目標を達成するための手段・方法、普及指導活動体制等を定めた普及指導基本計画（計画期間：5年）と、活動内容を具体的に定めた普及指導年度計画を策定する。

なお、普及指導計画の中で具体的に示す普及指導課題は、第1で定めた「普及指導活動の課題」を踏まえつつ、市町村、J A等における農業の振興方向並びに県農政の展開方向、及び各地域の状況に応じて、取り組みの必要性及び緊急性の高い重点的なものを総合的に考慮し設定するとともに、農業改良普及推進協議会等において協議を行い、合意形成を図る。

4) 普及指導活動の評価の実施

次年度の適切な普及指導年度計画の樹立及びこれに基づく効果的な普及指導活動を実施するため、毎年度、次により普及指導活動の評価を行う。

(1) 内部評価の実施

農林事務所は、普及指導活動の効率化を図るため、普及指導活動の課題が当該年度内に解決できるよう、普及指導計画に基づいた評価を適宜実施するとともに、中間検討を実施し、普及指導活動の進行管理を的確に行う。

また、普及指導活動の成果を的確に把握するため、活動記録を通じて明らかになった成果を整理、分析するとともに、年度の終わりに総合評価を行い、関係機関等に周知する。

(2) 外部評価の実施

農業経営課は、普及活動成果や普及指導活動の体制等について、農業者等の評価員による外部評価を実施し、その結果を公表するとともに、次年度以降の計画に反映させることを通じて普及指導活動や活動体制の改善を行う。

また、就農支援に関する普及活動の一環として、農業大学校で実施する研修教育に関する外部評価を併せて実施する。

5) その他普及指導活動の実施に関する補足

(1) 農業者情報や普及活動記録情報の適切な管理

効果的・効率的な普及指導活動を継続的に行うため、農業者等の情報管理を適切に行うとともに、普及指導員は普及指導活動実施後に活動の対象、内容、方法、結果等を取りまとめ、経営管理支援データベース等により活動記録として保存し活用する。

(2) 調査研究の実施とその成果の活用

普及指導員（農業革新支援専門員を含む）は、地域の特性に応じた農業に関する高度な技術や当該技術に関する知識を組み立て、それを実証する等の調査研究を試験研究機関等の協力の下、積極的に実施し、その成果を普及指導に活用する。

(3) ICT等情報機器の活用と積極的な情報提供

効果的・効率的な普及活動のため、情報セキュリティの確保に努めながら、ICT機器の活用に努める。

また、新たな農業施策情報や栽培技術、気象災害情報等を「今月の技術と経営」や「メールマガジン」の他、各種メディアや県ホームページ等を活用して農業者等へ速やかに提供するとともに、普及指導員の活動や地域の動きを掲載した「普及活動情報」を県民に広く発信する。

6) 県機関並びに関係機関・団体との連携

(1) 試験研究機関等との連携

現地が抱える問題点、課題を反映した試験研究課題の設定に向け、県の試験研究機関と情報交換を行うとともに、県の試験研究機関をはじめ国や民間等を含めて新たに開発された技術の迅速な普及を図る。

また、連携研究等の課題によっては、研究成果の着実な普及のため、現地実証ほの設置等を通じ、試験研究機関との積極的な連携の下、新技術の開発を支援する。

一方、病虫害発生状況等について常に病虫害防除所との情報交換等を行うとともに、情報に基づいた的確な情報提供、防除指導を実施する。

さらに、インターネット等情報ネットワークの活用により、国内外の試験研究機関、大学、民間研究機関との情報交流の積極的な推進を図る。

(2) 農業大学校、国際園芸アカデミーとの連携

農林事務所は、農業大学校、国際園芸アカデミーの学生及び研修生の募集、教育課程及び卒業、修了後の進路指導、就農支援等において、密接な連携を図る。

また、農業高校等との連携を強化し、情報交換により、就農意欲を有する生徒等に対し農業現場を直接見聞するなど、適切な研修教育の機会を提供する。

(3) 市町村、J A、各種協議会との連携、役割分担

効率的・効果的な普及指導を行うため、普及指導員は市町村、J A及び各種協議会（地域農業再生協議会、地域就農支援協議会等）と常に連携を図り、地域農業振興の方向及び新規就農者の育成・確保等を考慮した普及指導活動を展開する。

なお、普及指導員は、J Aに派遣された普及指導員との密接な連携を図るとともに、新技術の導入等の技術支援やマーケティング戦略に基づいた経営改善指導を中心に、J A営農指導員は定型化された技術指導や経理、販売面を中心に指導する等、「営農連絡会議」等の場において普及指導員とJ A営農指導員の役割分担を明確にした上で、普及指導活動を実施する。

(4) 都道府県間の連携

国の開催する農業革新支援専門員ネットワーク会議等や都道府県の普及指導員による相互の技術交流により、常に新たな知見を情報収集するとともに、積極的に県内地域の環境条件等に適した技術への適応に努める。

また、病虫害の発生や農作物災害等、普及活動における緊急かつ広域な対応が求められる場合は、国や他の都道府県等との速やかな連携を図るように努める。

また、都道府県間の技術協力に関しては、必要に応じて農業革新支援専門員の協力を得ながら、技術的助言に加え、専門的な知識または経験が豊富な普及指導員を講師として派遣または招へいするなど、業務に差し支えない範囲で広域的な連携を図る。

7) 普及協力体制の整備

県、農林事務所、市町村の各段階を通じて関係部局、機関、団体等の普及事業に

対する協力体制の一層の整備と連携強化を図る。

(1) 普及指導協力委員制度の活用

専門的な技術等についての農業者からの多様なニーズに応えられるよう、新技術の実践や農村青少年の育成等を行う指導農業士並びに青年農業士、農業経営改善に意欲的に取り組み、地域の活性化に中心的な役割を果たしている女性農業経営アドバイザーを「普及指導協力委員」として位置づけ、効率的・効果的な普及指導活動を推進する。併せて、普及指導協力委員の掘り起こしや活動の活性化を図る。

(2) 農業普及事業推進協議会との一体的取組

①岐阜県農業普及事業推進協議会

県は、(一社)岐阜県農業会議、JA岐阜中央会、JA全農岐阜及び岐阜県農業共済組合連合会を構成員とする「岐阜県農業普及事業推進協議会」において、普及事業の関係機関との一体的な推進と連携の強化を図る。

また、普及指導員、市町村、JA等関係団体及び県農政部関係所属等が一堂に会しての普及成果発表大会を開催し、普及指導活動の成果を広く関係者に公表するとともに、その成果の他地域への波及の促進と連携強化を図る。

②地域農業改良普及推進協議会等

市町村、JA等を構成員とする「農業改良普及推進協議会」等を必要に応じて開催し、農業者の意向や市町村の農業振興方向等を十分踏まえた上で、重点指導対象の選定、普及指導計画の課題設定等を図る等、市町村、JA等との役割分担、連携方法等を明確にし、三位一体となった普及指導活動を推進する。

また、普及活動成果発表会等を開催し、地域の関係者への普及指導活動の成果を公表する。

3 研修教育の充実強化

県は、農業大学校等を中心に、就農希望者に対し、実践的な農業の技術力と経営力を備えた農業者の育成が図られるよう、先進的な農業者、関係団体の研修教育機関、民間等とも連携し、効率的かつ効果的な新規就農者研修教育が行われるように努める。

また、農業大学校の研修教育については、外部評価の結果を踏まえ、翌年以降の教育課程等に反映させる。

1) 農業大学校等における研修教育

農業大学校生や県就農支援センター、農業団体が運営する研修施設等の研修生、就農相談者等、多様な就農希望者に対し、農業技術の高度化、経営の専門化等の動向に対応できる高度な技術能力、経営管理能力等の習得や、農業経営等の実態を体得できる機会の提供など、農業実践教育を実施することにより、新規就農者の確保と安定的な営農定着を図る。

併せて、農業大学校や県就農支援センター等において、農林事務所や関係機関等と

の連携を一層強化し、他産業からの就農希望者等を対象とした研修教育等を実施することにより、新規就農者を育成する拠点施設としての充実強化を図る。

さらに、農業関係高校との連携を一層強化し、将来の就農をめざす学生の確保に努める。

2) 農業大学校生並びに国際園芸アカデミーの就農支援

就農相談や農業法人等とのマッチング等を推進するため、専門の就農相談員を設置するなど、農業大学校並びに国際園芸アカデミーの学生の就農支援を強化する。また、就農後の定着に向け、農林事務所等関係機関との連携に努める。

3) 学校教育との連携

農林事務所は、近い将来の就農が期待される農業高校生に対しては技術力と経営管理能力に優れた青年農業者確保の観点から、実践的な研修機会の提供や、学校農業クラブと農業青年団体との交流促進などの支援を行う。また、農業体験学習等については、農業者等の協力を得つつ、受入農家等に関する情報の提供や基礎的な技術についての助言、実技指導等の支援活動を行うとともに、受入農家への助言等を行う。

なお、県民の農業・農村への理解を醸成し、農業の担い手を将来的に確保する観点から、教育機関との連携の一層の強化を図り、児童・生徒をはじめとする学校教育及び社会教育の場における実践的な研修や、農業体験学習等への取組に協力する。

第5 その他協同農業普及事業の実施に関する事項

県は、農業情勢の変化、「ぎふ農業・農村基本計画」をはじめとする国・県の農業施策の動向、普及指導活動や普及活動体制の実態等を踏まえ、適切な普及指導活動が実施できるよう必要に応じて普及事業の実施を見直すものとする。

〔附則〕

平成28年3月25日	策定
平成29年4月1日	変更
平成30年3月13日	変更